

障害者基本法（抜粋）

昭和45年5月21日
法律第84号

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等ための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第4章 障害者政策委員会等

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、**審議会その他の合議制の機関を置く。**

- 一 都道府県障害者計画に関し、**第11条第5項**（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

（障害者基本計画等）

第11条

- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、**第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。**
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は**都道府県障害者計画の変更**について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

- 二 当該都道府県における**障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。**
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な**関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。**
 - 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の**組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。**

愛知県障害者施策審議会条例（抜粋）

〔 昭和47年3月29日
愛知県条例第6号 〕

（趣 旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛知県障害者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、市町村の長、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

（会 長）

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹 事）

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（雑 則）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

略